

一般社団法人 西条交通安全協会定款

一般社団法人 西条交通安全協会

一般社団法人西条交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人西条交通安全協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を愛媛県西条市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、交通道德の普及及び向上を図り、もって交通の安全と円滑の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全活動の推進に関すること
- (2) 愛媛県、愛媛県公安委員会その他関係団体からの委託事務に関すること
- (3) 愛媛県収入証紙の売りさばきに関すること
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び会費

(協会の構成員)

第5条 この協会の会員は、西条警察署管内に住所を有するものであって、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員

協会の目的に賛同して、活動に積極的に参画する意思をもって入会した個人又は団体。

(2) 賛助会員

協会の事業を賛助するため入会した者。

(3) 特別会員

自動車又は原動機付自転車を保有する団体又は事業所であって、協会の目的に賛同して入会した者。

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）

上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みをし、その承認を受けるものとする。

2 賛助会員の入会は理事会が定める会費の納入をもって申込みとみなし、入会期間は会費の額に応じた期間とする。

3 特別会員は、理事会において推薦された者であって、会費の納入をもって申込みとみなし、入会期間は理事会が別に定める期間とする。

(会費の種類)

第7条 会費は普通会費と特別会費とする。

2 普通会費は正会員、賛助会員が納める会費をいう。

3 特別会費は特別会員が納める会費をいう。

(会費)

第8条 会員は、総会で定める会費を所定の期日までに納めなければならない。ただし、運転免許証を所持していない者についてはこの限りでない。

2 会員が、第11条の規程により会員として資格を喪失したときは、すでに納めた会費は返戻しない。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。

2 正会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出するものとする。

3 賛助会員及び特別会員の退会は、第6条2項及び3項の期間満了とし、退会届を要しない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款、その他の規則に違反したとき。

(2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

- (2) 当該会員が死亡、又は解散したとき。
- (3) 支払い義務の不履行。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として、毎事業年度の6月に開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は正会員として決議に加わることはで

きない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
 - 2 前項の議事録に出席者の中から、議長が指名する2人以上の議事録署名人が記名押印の上保存しなければならない。

第5章 役員

(役員)

- 第20条 協会に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 3人以内
 - 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。
 - 3 前項の会長及び副会長以外の理事のうち1名を常任理事とする。
 - 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事は、総会の決議によって選任する。
 - 2 会長、副会長及び常任理事は、理事の中から理事会の決議によって選任する。
 - 3 監事は、協会の正会員の中から、総会の決議により選任する。ただし、理事又は協会の職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、常任理事は、会長の命を受け会務について使用人を指揮監督し、協会の事務を処理する。
- 4 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、総会及び理事会において監査結果を報告しなければならない。
- 3 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問等)

第 27 条 協会に、任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長の諮問に応じるほか協会の事業遂行について意見を述べるができる。
- 4 参与は、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。
- 5 参与は、協会の業務の執行に関し助言にあたるものとする。
- 6 顧問又は参与の任期は、委嘱時に理事会が定める。
- 7 会長は、理事会の同意を得て、委嘱した顧問又は参与を解職することができる。
- 8 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事で構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の種別)

第34条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、総会において別に定めるところにより、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(財産の管理)

第35条 協会の財産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

第36条 資産のうち各種積立金は、確実な銀行又は信用金庫の法人名義の定額貯金若しくは定額郵便貯金とし、協会の事務局長が管理する。ただし、必要があるときは、理事会の決議により、確実な有価証券を購入して管理することができる。

(事業年度)

第37条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5

号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第42条 協会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第43条 協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、交通安全に関する事業を行う団体に帰属することができる。

第9章 事務局

第44条 協会に事務を処理するため事務局を設置し、事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 書記 若干名
- (3) 交通指導員 若干名

2 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。

3 事務局長は、常任理事として会長の命を受け会務について職員を指導監督し協会の事務を処理する。

4 書記及び交通指導員は、会長が任免する。

5 書記は、庶務、会計、その他の業務を行う。

6 交通指導員は、交通指導並びに交通安全教育を行う。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 協会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の一般社団法人移行後最初の代表理事(会長)は、森達正とし、副会長は、藤田公道、塩出将太郎、常任理事は丹司、その他の理事は藏本美紀江、将積辰夫、辻田益三、猪谷一之とする。
- 4 協会の最初の正会員は、次のとおりとする。

氏名	森	達	正
	藤	田	公
	塩	出	将
	丹		司
	青	山	美
	藏	本	美
	吉	井	洋
	将	積	辰
	辻	田	益
	大	西	貞
	猪	谷	一
	長	井	勝
	西	岡	修
	高	橋	弥
	伊	藤	逸
	奥	浦	屋
		兼	治

三 澤 英 司
大 西 玉 喜
近 藤 博 昭
中 西 望
和 気 節 雄
稲 見 勇 喜 夫
金 子 義 美

- 5 この定款の施行の際に普通会員である者は、賛助会員とみなす。
- 6 この定款の施行の際に総代である者は、その地位を失う。

平成 25 年 4 月 1 日施行

平成 27 年 6 月 11 日一部改正